

日本鋼管福山病院 医学生奨学金貸与規程

第1条（目的）

この規程は、医学部医学科に在学する者に対し奨学金を貸与することにより修学を支援し、将来当院の医師として地域医療に貢献する人材の育成および確保を図ることを目的とする。

第2条（対象者）

奨学金の貸与対象者は、学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に在学する3年次から6年次までの者で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 将来、医師免許取得後、初期臨床研修修了後までに当院に医師として勤務する意思を有すること。ただし、初期臨床研修を当院以外の医療機関で行うことを妨げない。
- (2) 他の医療機関等から、医師確保を目的とする同種の奨学金（給付・貸与を含む）を受けていないこと。
- (3) 学業成績および素行が著しく不良でないこと。

2 貸与人数は、年度ごとに当院が定める。

第3条（貸与額等）

奨学金の貸与額は、奨学金の貸与額は、月額100,000円とする。

2 奨学金は無利息で貸与する。

第4条（貸与期間）

奨学金の貸与期間は、貸与決定日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

2 前項の貸与期間は、通算48か月を上限とする。

3 貸与期間は、通算48か月に達した時点で貸与を終了する（3年次から6年次まで）。

第5条（貸与方法）

奨学金は、毎月、本人名義の指定口座に振り込む方法により貸与する。

第6条（申請）

奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の申請書兼誓約書に、次に掲げる書類を添えて当院に申請しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) その他当院が必要と認める書類

第7条（保証人）

申請者は、保証人1名を立てなければならない。

2 保証人は成年者であり、奨学金返還に関する債務を保証できる者とする。

3 保証人は連帯保証人とする。

4 保証人が死亡、破産その他の事由により保証人としての適格性を失った場合、6か月以内に代替の保証人を届け出なければならない。

5 保証人が負う保証債務の範囲は、当院と保証人との間で締結する奨学金貸与契約書において定める極度額を上限とする。

第7条の2（保証の極度額）

前条第5項に規定する保証債務の極度額は、奨学金の貸与総額の上限額およびこれに付随する延滞金その他の付帯債務を含めた金額として、契約書に明示するものとする。

2 保証人は、前項の極度額を超えて保証責任を負わないものとする。

第8条（貸与の決定）

当院は、第6条の申請を受けたときは、書類審査および面接等により審査し、貸与の可否を決定して通知する。

第9条（貸与決定の取消し・貸与停止）

当院は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消し、又は貸与を停止することができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 休学又は停学したとき（休学中は原則貸与停止）
- (3) 心身の障害等により修学の見込みがないと認められるとき
- (4) 学業成績又は素行が著しく不良であると認められるとき
- (5) 虚偽その他不正な手段により貸与を受けたとき
- (6) 刑事事件に該当する行為その他、医師としての適格性を著しく欠く重大な不祥事を起こしたと認められるとき
- (7) その他、奨学金貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき

第9条の2（重大な不祥事があった場合の返還義務）

前条第6号に該当する場合においては、当院は、貸与決定を取り消すとともに、貸与中の奨学金について直ちに貸与を中止し、既貸与額の全額について、返還猶予を設けることなく、直ちに一括返還を求めることができる。

2 前項の場合においては、第12条の規定は適用しない。

第10条（返還）

貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、返還猶予期間の終了後、直ちに既貸与額を一括して返還しなければならない。

- (1) 奨学金貸与が取り消されたとき
- (2) 大学卒業後、当院に入職しなかったとき
- (3) 第12条の返還猶予の要件に該当しなくなったとき

2 前項ただし、当院がやむを得ない事由があると認める場合は、分割返還を認めることができる。

第11条（返還債務の免除）

当院は、貸与決定者が医師免許取得後、当院に医師として勤務し、免除対象勤務月数が次項に定める月数に達したときは、奨学金の返還債務を全額免除する。

2 免除対象勤務月数は、貸与総額を100,000円で除して得た月数とする。

3 当院を基幹型臨床研修病院とする初期臨床研修医として勤務した期間は、前2項の勤務月数に算入する。この場合、初期研修プログラムに含まれる外部医療機関での研修期間も算入する。

4 免除対象勤務月数に満たさず退職した場合は、退職時に次の算式により算出した額を免除する。
免除額 = 貸与総額 × (当院勤務月数 ÷ 免除対象勤務月数)

5 勤務月数の算定において、月の15日までに入職又は退職した場合は当該月を算入し、16日以降の場合は算入しない。

第 12 条（返還の猶予）

当院は、貸与期間満了後において、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予する。

- (1) 医学部卒業後 3 年以内に医師国家試験に合格するまでの期間
 - (2) 当院以外の医療機関で初期臨床研修を行っている期間
 - (3) 当院に入職後、当院が事前に承認した医療機関において専攻医研修を行っている期間
 - (4) 疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由により返還が困難であると認められる期間
- 2 前項各号に該当しなくなった場合は、追加の猶予期間を設けることなく、直ちに返還義務が生じる。

第 13 条（延滞金）

貸与決定者は、正当な理由なく返還期日までに返還しなかったときは、未返還元金に対し、民法に基づく法定の延滞金利率をもって計算した延滞金を支払わなければならない。

第 14 条（当院都合の場合の取扱い）

当院の都合により、初期臨床研修医のマッチングが成立しなかった場合又は当院が採用しなかった場合は、第 10 条第 1 項第 2 号に該当しないものとする。

第 15 条（届出の義務）

貸与決定者は、休学、復学、停学、退学、留年、住所その他重要事項に異動が生じたときは、速やかに当院に届け出なければならない。

第 16 条（在学状況の報告）

貸与決定者は、毎年度、当院が指定する期日までに、在学証明書および成績証明書を提出しなければならない。

第 17 条（定めのない事項）

この規程に定めのない事項又は特別な取扱いを要する事項については、当院が別に定める。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。